

平成25年第3回県教育委員会会議
教 育 長 報 告

1 報告事項

損害賠償請求事件（県立高校における退学処分）について

2 事項の説明

(1) 概要

- ① 平成23年4月18日～5月9日の間、高等学校内で集団飲酒、性の逸脱行動があった。
- ② 飲酒のメンバーについては、指導歴に応じて停学指導。性の逸脱行動のあった2名については、退学勧告を行い、1名（A）は自主退学、1名（B）は退学に応じなかったため、「退学処分」となった。
- ③ 保護者と本人（B）は、退学処分を受けたことにより損害を被ったとして、損害賠償を求めて提訴した。

(2) 経緯

平成23年 6月 2日 退学処分（通知）
平成23年11月 7日 原告が退学処分を受けたことにより損害を被ったとして、損害賠償を求め、県を提訴。（請求額：584万9800円）
平成23年11月25日 被告側から「原告の請求を棄却する。」旨の答弁書を提出。
平成24年 7月 5日 第7回口頭弁論（裁判長から「和解勧告書」が双方に提出される。）
平成24年 9月 3日 第8回口頭弁論（原告側が和解に応じない旨、表明）
平成24年11月13日 証人尋問（原告：本人、母親 被告：校長、生徒指導、養護教諭）
平成25年 1月29日 判決（112万円の慰謝料等、その余の請求を棄却。）
平成25年 2月 8日 判決確定（原告、被告双方とも控訴せず。）

(3) 争点等について

- ① 「本件退学処分の違法性の有無」に対する判断
ア 学校側が退学処分の理由とした「性逸脱行動があったこと」については、県立高等学校管理規則第44条第3項4号の「学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者」に該当するといわざるを得ない。と裁判において認定された。
イ 一方、「原告を本件高校から排除しなければ、他の生徒に対して悪影響が生じるなど、本件高校の秩序維持に支障が生じるといった必要やむを得ない事情があるとは言えない。」とし、「本件校長が裁量を逸脱したものであり違法であるといわざるを得ない。」との判決を受けた。

② 「原告の損害額」

原告の損害額については、「退学処分に至らないとしても何らかの懲戒処分を受けるべき行為をあえてしたこと等が、慰謝料の算定において考慮すべきである。」とした上で、「原告が被った精神的苦痛に対する慰謝料は100万円をもって相当と認める。」との判決を受けた。（その他に、弁護士費用10万円と入学登録料2万円で、合計112万円）

(4) 控訴等について

- ① 「本件校長の裁量を逸脱したこと」との判決については、厳粛に受け止め、控訴しないこととした。
- ② 今後は、懲戒規定の適正な運用について、「生徒に対する指導は、その生徒に改善を促すことを目的として、段階的、継続的になされたか。」など、見直すべき点の点検、改善に努める。